

介護ショップほほえみ  
介護福祉用具貸与事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社小片建設が開設する介護ショップほほえみ（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会終了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に對し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護ショップほほえみ
- 二 所在地 香川県善通寺市中村町2082番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 専門相談員 6名（常勤 6名）  
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、6月第2土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。(但し土曜日午前9時から5時まで)
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(福祉用具貸与の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 福祉用具貸与の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、その1割又は2割又は3割の額とする。

尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以降の場合については1/2の料金を請求する。

解約の場合も同様に月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1か月分の料金を請求する。

レンタルの開始と終了が同月内に行われた場合のレンタル料は1ヶ月分全額とする。

2 専門相談員は福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

3 福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき | 10円 |
| 島嶼部の場合                     | 実費  |
| 二 特別な搬入による場合               | 実費  |

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、香川県全域の区域とする。(島嶼部は除く)

(福祉用具の消毒方法等)

第8条 福祉用具の貸与に当たっては、回収した福祉用具をその種類、材質にあわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。なお、福祉用具の保管、消毒については、業者に委託して行う。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第 10 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### (個人情報の保護)

- 第 11 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第 12 条 事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町の通報するものとする。

#### (身体拘束等の適正化の推進)

- 第 13 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとする。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者的心身並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第 14 条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 二 繼続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくな

った後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する指定予防福祉貸与事業の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るためのものとする。

計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

#### 附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規定は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

#### 附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。